

鉱業権及び市有地売却について

1. 市の説明概要

(1) 平成24年1月21日の改正鉱業法施行により、「経済事情による採算が取れないこと」を理由とする事業着手の延期申請が認められなくなったこと。

(2) 現在の延期理由（申請書記載内容：抜粋）

当鉱区については、合併前の庄内町時代に行財政の発展・振興を目的として、昭和38年4月11日に鉱業権設定を行い、事業開始を目指してきたが、財政的な理由により事業の着手を延期してきたところ。本市としては、経理的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、上記の課題を完全に解決する事業者であり、地元住民の合意が得られる事業者が現れれば本鉱業権について移転を認めざるを得ないと考えています。つきましては、それまでの間、事業着手の延期を申請いたします。

(3) 本鉱業権を移転できない場合は、現在所有している2鉱区の鉱業権を放棄しなければならないこと。

上記理由及び地元意見を踏まえ、

(4) 関の山山頂付近の鉱業権を守る（関の山山頂付近の開発を防ぐ）ため、関の山鉱山(株)に飯塚市が所有している鉱業権（乙地区）と市有地を一括して売却すること

2. 主な地元等説明経過

平成24年の法改正以降 地元説明（自治会長会・役員等）18回 市議会への報告 3回 実施

(1) H24.9.24 飯塚市議会経済建設委員会において「鉱業権の延長について」報告

※改正鉱業法の趣旨、事業延長申請理由の変更及び、改正法に適應する事業者から払下げの要望があった場合は、鉱業権の移転について、地元協議を含めた検討を行う旨の答弁

(2) H24.10.16 山倉・入水自治会住民説明

(3) H27.8.22 山倉・入水自治会住民説明

※市所有の鉱業権の経緯と今後の方針、鉱業法の改正について説明

(4) H31.3.20 「関の山は庄内のシンボルであり、庄内地区全体としてこの問題を考えてほしい」との問題提起があり、市として、庄内地区自治会長会への方針説明を実施

3. 地元の意見等

(1) 関の山が庄内のシンボルであること（関の山の景観が損なわれること）

(2) 関の山山頂及び登山道を守ること

(3) 地元被害の及ぼすような、騒音の問題、粉塵の問題、水の問題、環境劣化の問題に関すること

(4) 売却先の事業者への反対ではなく近隣で採掘されることに反対していること

鉱業権の売却について

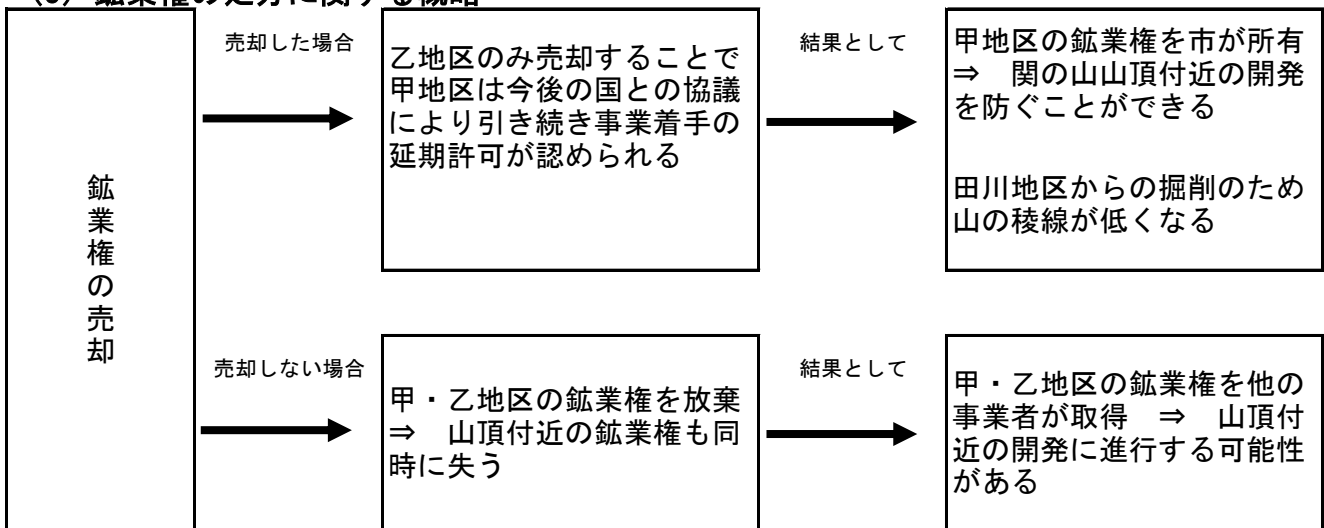
(1) 鉱業権の事業着手の延期理由（国との約束）

本市としては、経理的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、上記の課題を完全に解決する事業者であり、地元住民の合意が得られる事業者が現れれば本鉱業権について移転を認めざるを得ないと考えています。つきましては、それまでの間、事業着手の延期を申請いたします。

(2) 地元の意見等

- ① 関の山が庄内のシンボルであること（関の山の景観が損なわれること）
- ② 関の山山頂及び登山道を守ること
- ③ 地元被害の及ぼすような、騒音の問題、粉塵の問題、水の問題、環境劣化の問題に関すること
- ④ 売却先の事業者について反対しているのではなく、近隣で事業（掘削）されることに反対していること

(3) 鉱業権の処分に関する概略



(4) 乙地区における市有地の取り扱い

基本的に、鉱業法の趣旨から資源開発することを目的に鉱業権を事業者に移転します。そのことにより市が所有している土地につきましても鉱業権の移転とともに事業者に売却します。売却しなければ事業が進まないとの意見をいただきましたが、鉱業法第104条の規定により鉱業権者には他人の土地を使用することが認められているため、市が土地を売却しない場合でも採掘される可能性はあります。

【鉱業法抜粋】

（目的）

第一条 この法律は、鉱物資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄与するため、鉱業に関する基本的制度を定めることを目的とする。

（使用の目的）

第百四条 鉱業権者又は租鉱権者は、鉱区若しくは租鉱区又はその附近において他人の土地を左に掲げる目的のため利用することが必要且つ適当であつて、他の土地をもつて代えることが著しく困難なときは、これを使用することができる。

一 坑口又は坑井の開設

二 露天掘による鉱物の掘採

～以下省略～

飯塚市所有「鉱業権(山倉、綱分地区)の概要図(参考)



「鉱業法の一部を改正する等の法律(平成23年7月22日公布)」の概要

背景

- 資源価格の高騰・乱高下、資源獲得競争の激化の中で、海外での資源権益の獲得に加え、国内での資源開発を着実に進める必要。
- その際、その制度基盤となる鉱業法は、**制定(昭和25年)以来、本格的な改正がなく、以下の問題が発生。**
 - ① **鉱業権設定の出願者に対し、技術的能力などを求める規定がなく、開発主体の適切性を担保できない。**
 - 能力に欠ける者など、資源政策上、適切でない主体の鉱区設定や出願が存在。
 - ② **先願主義(先に申請した者が優先して鉱区取得)**
 - 当面の開発意欲のない者などによる実態に乏しい申請を誘引。
 - ③ **資源探査の規制が存在しない。**
 - 無秩序な資源探査活動が行われる(特に海域においては、外国船による事例が存在)。



(参考)資源開発を行うリグ

【鉱業法の概要】

- 鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権(試掘権・採掘権)の賦与など、鉱業に関する基本的制度を規定。

法律の概要

- 国が国内資源を適正に維持・管理し、適切な主体による合理的な資源開発を進める制度体系を構築。

措置事項の概要

1. 出願者に対する技術的能力等の要件の導入

- ・ 鉱業権の許可対象を資源政策の観点から適切な主体に限定する。

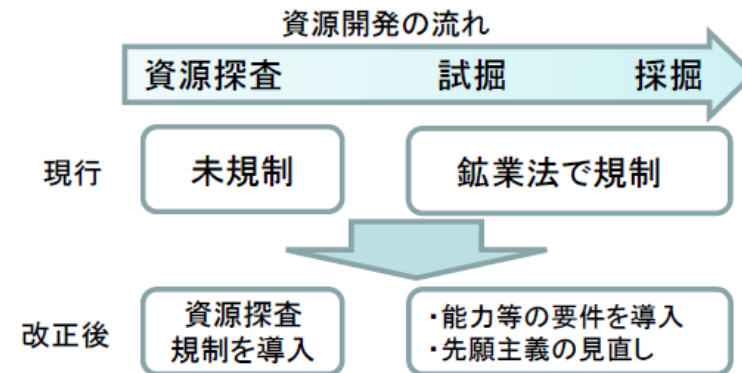
2. 先願主義の見直し

- ・ 石油・天然ガス・海底金属鉱物資源等の重要鉱物については先願によらず、国が、資源の維持・管理を行いつつ、鉱区設定を行い、最も適切な開発主体を審査・選定し、鉱業権を付与する制度を創設する。

3. 資源探査に対する許可制度の創設

- ・ 探査主体については、基本的に上記1. と同様に適切な主体・場合に限定する。
- ・ 陸域・海域ともに規制する。

※特に、海域(排他的経済水域等)は、国連海洋法条約により、天然資源の探査等に「主権的権利」が認められる。



市所有「鉱業権（山倉、綱分地区）」の取り扱いについて

昭和 38 年 4 月 11 日に旧庄内町において、石炭鉱業の不況による地域産業の衰退防止、及び鉱物の開発による町政振興の補完を理由として取得した、山倉・綱分地区 2 鉱区の鉱業権に関して、飯塚市の今後の方針について説明するもの。

<飯塚市所有鉱業権の概要>

- | | | | |
|-------------|-------------------------|-----------|-----------|
| 1 鉱業権の種類 | 石灰石採掘権 | | |
| 2 申請時期 | 昭和 37 年（1962 年）6 月 29 日 | | |
| 3 鉱業出願許可日 | 昭和 38 年（1963 年）3 月 5 日 | | |
| 4 福岡県採掘権登録日 | 昭和 38 年 4 月 11 日 | | |
| | ・登録番号 2472 号（甲地区） | 1,094 アール | |
| | ・登録番号 2473 号（乙地区） | 373 アール | |
| | | 計 | 1,467 アール |
| 5 申請場所 | 山倉、綱分地区（関の山地域） | | |

鉱業権	地番	土地所有者	面積		
福岡県採掘権登録 第 2472 号	綱分 1 番地 1	庄内町	1,094 アール (109,400 m ²)	69,916 m ² の一部	
	綱分 1 番地 7	庄内町		30,950 m ² の一部	
	綱分 1 番地 9	庄内町		11,314 m ² の一部	
	綱分 1 番地 10	庄内町		9,909 m ² の一部	
	綱分 410 番地	綱分八幡宮		37,660 m ² の一部	
	綱分 411 番地 2	綱分八幡宮		境界未定	75,038 m ² の一部
	綱分 411 番地 7	綱分八幡宮		境界未定	66,700 m ² の一部
	田川市大字弓削田 3952 番地 1	—		境界未定	—
	田川市大字弓削田 3954 番地 1	—		境界未定	—
	山倉 2 番地	個人名義（連名）			80,980 m ² の一部
山倉 237 番地	庄内町		37,671 m ² の一部		
福岡県採掘権登録 第 2473 号	山倉 1 番地	庄内町	373 アール	28,643 m ² の一部	
	山倉 2 番地	個人名義（連名）	(37,300 m ²)	80,980 m ² の一部	
		合計(※)	1,467 アール	448,781 m ² (4487.81 アール)	

※山倉 2 番地については、両鉱区に含まれるため、1 筆分しか加算していない。

6 事業着手延期許可申請状況（～平成24年8月まで）

(1) 昭和38年8月24日 第1回延期許可申請理由

→「資金難のため。」【許可期間1年間】

※以降、昭和48年8月まで、同内容で毎年更新。

(2) 昭和49年9月からの延期許可申請理由

→「鉱業権の設定後、景気変動により当該鉱区における生産コストが 鉱物（石灰石）売買価格を著しく上回り、採算が取れる状況にないため。」【許可期間2年間】

※以降、平成24年8月まで、同内容で2年毎更新。

7 事業着手延期許可申請状況（平成24年9月1日～）

(1) 平成24年1月21日の改正鉱業法施行により、以前のような「経済事情による採算が取れないこと」を理由とする延期申請は認められなくなった。九州経済産業局と協議を行った結果、飯塚市の現状を考慮し、「経済的 基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉱害等諸問題を解消し、地元住民の合意が得られる事業者が現れば、鉱業権の移転を認める。」ことを条件として、平成26年8月までの2年間の延期申請が許可された。

(2) 平成26年9月からの延期申請については、九州経済産業局と再度協議を行い、現在、地元及び事業者と協議中である旨を説明し、前回と同内容にて平成28年8月31日までの2年間の延期申請が許可された。※以降2回の延長許可（平成28年8月31日～、H30年8月31日～）

8 今後の方向性と考え方

(1) 国内の資源開発を着実に進め、鉱物資源の安定供給を確保することを目的として鉱業法が改正され、経理的基礎や技術的能力、社会的信用等を有する開発主体に鉱業権の設定がなされる事となり、適格性を欠く鉱区については、事業着手延期許可等が認められないこととなる。

(2) 飯塚市としては、行財政改革を推進するため「限られた資源や財源などの効果的・効率的な有効利活用」を行なう必要がある。

(3) 上記観点から、「経済的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉱害等諸問題を解消しうる業者が現れ、かつ、地元住民の同意が得られた場合」、当該鉱業権及び土地については、譲渡する方向で検討する。

9 払下げ要望について

(1) 令和元年5月10日付「鉱業権及び市有地の払下げについて」を受理

(2) 申請者 住所 福岡県田川市大字弓削田 80 番

氏名 関の山鉱山株式会社 代表取締役社長 中村 義道

(3) 払下げ要望地等

① 鉱区 登録番号 2473 号（乙地区） 37,300 m²

② 関連市有地 飯塚市山倉 1 番地 28,643 m²の一部若しくは全部

以上

関の山鉱山株式会社



福岡県田川市の西端に位置し、豊前国と筑前国の境で両国の関所があった関の山に所在している。

沿革

大正8年 麻生セメント(株)原料山として開発
 昭和48年12月 三井鉱山(株)に譲渡
 平成16年2月 関の山鉱山(株)設立
 平成16年3月 麻生セメント(株)に譲渡
 平成16年3月 中村産業(株)へ経営権を譲渡し、三井鉱山(株)の事業を引き継ぎ操業開始。
 平成25年1月 太平洋セメント(株)と租鉱権の契約設立
 平成26年2月 太平洋セメント(株)鉱区の探掘開始

地質・鉱床

本地域の主体をなすのは古生層で、千枚岩・珪岩・粘板岩及び石灰岩よりなり、当鉱山はこの石灰岩鉱床の南側に位置しています。化学成分は一般に不純物が少なく極めて均質で圧縮強度(1,000~800kg/cm²)も強く、セメント原料のほか、骨材、砕砂、タンカル類等用途は広い。

石灰石化学分析表

CaO	SiO ₂	MgO	Fe ₂ O ₃	Al ₂ O ₃	P ₂ O ₅	Igloss	計
55.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.02	43.8	99.62

年間出鉱量

年間 145万トン

主な用途

セメント原料・生コン用骨材・タンカル類等

積込、運搬車両

積込材 9台
 ダンプトラック 9台
 クローラドリル 7台
 ブルドーザー 3台
 パワーショベル 9台
 合計 37台

油圧ドリル

7台



ホイールローダー



ブルドーザー



パワーショベル

会社概要

代表者名 代表取締役社長 中村 義通
 住所 福岡県田川市大字弓削田80番地
 資本金 50,000,000円
 TEL 0947-44-1818
 FAX 0947-44-5707
 事務所 福岡県田川市大字弓削田字関の山3826-2
 TEL 0947-49-0860
 FAX 0947-49-0870



78tトラック



63tトラック



関の山鉱山事務所工場



パワーショベル



ホイールローダー



連続 クローラドリル



78tトラック



製品貯蔵タンク

関の山鉱山権売却に係る地元要望事項一覧(回答案)

区分	主項目	対策方針	具体的取り組み
1 防災対策	(1)水源涵養・保全	①保水対策 ②洪水対策 ③土砂災害対策	<p>【①②③】採掘は田川市側から進め、庄内地区側に影響の無いよう対応します。また、庄内地区側に影響のある場合には、飯塚市、近隣自治会等との事前協議の上、対応を行います。</p> <p><例> ・採掘区域における防災用調整池の設置、及び貯水した雨水の灌漑利用 なお、現在田川市見立地区に於いては湯水時には調整池からの送水を実施しています。また、入水地区ではポンプを設置し対応しています。</p> <p>※市による検討事項 ア、向田井堰きの改良及び浚渫 イ、山中溜池北側老朽水路の改良 ウ、山中溜池堤防改修に伴う用水の確保(ポンプ新設など)</p>
2 公害対策	(1)発破時の粉塵、振動の発生	①粉塵、振動発生の抑制 ②粉塵、振動発生の制限度の管理 ③制限度超過時の家屋への被害調査及び補償等	<p>【①】現在、三井鉱山(株)時代に行っていた発破と比較して1/3程度の火薬量であり、粉塵、振動の発生は殆どありません。また、発破は1回/日の実施としています。</p> <p><詳細> ・発破の回数:1回/1日 時刻:正午(多少時差あり) ・発破の設置場所:穿孔(穴の大きさ)9.5cm、穿孔長(深さ)8~10m、孔数(穴の数)10~15個、火薬量:ANFO爆薬570kg/日平均(適正量以下) ・発破により掘削場所に亀裂を入れ、その後重機にて掘り出す。 上記体制を今後も維持します。</p> <p>【②】国の指導(採掘基準)に基づき、地域住民への影響のない操業を順守します。</p> <p>【③】国の指導基準を超過する恐れがある場合には、地域調査を実施するなど、早急な対応に努めます。</p>
	(2)降灰の家屋汚損・屋上温水器機能低下	①降灰発生時の影響範囲の確定 ②家屋への影響調査 ③家屋への被害発生時の補償対応等	<p>【①】現在、2-(1)-①の埋設発破により採掘を実施しており、併せて、重機等による粉塵防止のため、散水車(10t車)2台により、6~8回/日程度散水を実施しており、降灰が発生することはありません。また、仮に降灰が発生した場合は、原因調査を実施し、再発防止に努めます。</p> <p>【②】家屋への被害報告があった場合は、早急に現地調査を実施し、対応に努めます。</p> <p>【③】現地調査の結果、操業者側に瑕疵があった場合は、補填対応に努めます。</p>

関の山鉱山権売却に係る地元要望事項一覧(回答案)

区分	主項目	対策方針	具体的取り組み
3 農地対策	(1) 青物・花卉・果樹等の品質低下	①農作物等への影響調査 ②農作物等への被害発生時の補償対応等	2-(1)-①②に同じ
	(2) ビニールハウスの射光・保温障害	①降灰発生時の影響範囲の確定 ②農作施設への影響調査 ③農作施設への被害発生時の補償対応等	2-(2)-①②③に同じ
	(3) 庄内地区全域の灌漑農地に支障を来す恐れがある。	①粉塵、振動、降灰等の影響範囲等の調査 ②調整池対策 ③影響を受ける農業施設への補償対策	【①】2、3、と同様に影響は無いものと考えております。 【②】採掘終了時には、調整池(ため池)が出来上がるように採掘を行います。また、状況に応じてポンプ等の設備設置を検討します。 【③】現在設置している(入水地区)ポンプ施設の維持管理について、採掘作業中は継続対応を実施します。
4 環境保全	(1) 関の山は庄内のシンボル	①飯塚市側からの景観について配慮	【①】庄内地区側に影響の無いよう、田川市側から採掘を進めます。その際、景観に出来る限り影響の無いよう配慮に努めます。 また、採掘終了場所については、植林等を行い環境保全に努めます。
	(2) 遠足・登山の利用者が多い	①登山者の登山(遊歩)道の確保 ②頂上登頂者の休息所確保	【①②】関の山頂上付近までの採掘は、今回、事業協議の内容には含んでおりません。よって、登山道及び休息所については確保できるものと考えております。また、庄内地区側に影響のある場合には、飯塚市、近隣自治会等との事前協議の上、対応を行います。
	(3) 鑑賞庭園の品位下落	①飯塚市側からの景観について配慮	4-(1)-①に同じ
	(4) 生態系に悪影響を与える	①生態系の現状調査 ②開発による影響実態(過去の例等)	【①】今回取得を目指しています区域のうち、採掘実施区域は田川地区を含めた全区域と比べて7%程度であり、生態系に影響が出るものではないと考えております。また、採掘終了場所については植林等を行い、環境保全(リハビリ)を行う義務がありますので、その対応に努めます。 【②】過去の生態系の影響について、大きな変化はあってないものと考えております。
5 その他	(1) 採掘期間等		【①】鉱業権取得後は、諸手続き(保安林解除や伐採等)が必要なため、採掘着手迄かなりの期間(5年程度)を要するものと考えております。また、採掘期間は採掘着手後の実施状況にも依りますが、15年間前後となる見込みです。
	(2) 水路(みずみち)		【①】海拔0m以下は採掘しない予定なので、地下の水路に影響を与えることは無いものと考えております。

関の山鉱山株式会社による採掘状況図(直近の発破・掘削作業場所と売却予定鉱業権域との相関図)



関の山鉱山株式会社による採掘状況図(直近の発破・掘削作業場所)



発破等作業実績

日付	時間	地点A	地点B	地点C	地点D	個所数
7月16日	火 12:00				○	1
7月17日	水 12:00			○	○	2
7月18日	木 12:00	○				1
7月20日	土 12:00	○			○	2
7月23日	火 12:00	○			○	2
7月24日	水 12:00		○		○	2
7月25日	木 12:00	○	○			2
7月26日	金 12:00				○	1
7月27日	土 12:00		○	○		2
7月29日	月 12:00				○	1